

## 川崎市中原平和公園野外音楽堂管理運営要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号。以下「条例」という。）及び川崎市都市公園条例施行規則（昭和32年川崎市規則第6号。以下「規則」という。）で定めるもののほか、川崎市中原平和公園野外音楽堂（以下「音楽堂」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (供用期間及び供用時間)

第2条 音楽堂の供用期間及び供用時間は、次のとおりとする。

供用期間	供用時間	休場日	備考
4月1日から 10月31日まで	第1回目 9時から 13時まで 第2回目 13時から 17時まで 第3回目 17時から 20時30分まで	12月29日から翌年1月4日まで 毎週月曜日（前日及び当日が 国民の祝日にあたる日を除く） 国民の祝日に関する法律に 規定する休日の翌日	市長は必要に応じ、左欄の 供用期間、休場 日及び供用時 間を変更する ことができる。
11月1日か ら翌年3月 31日まで	第1回目 9時から 13時まで 第2回目 13時から 17時まで		

2 施設管理者は、前項の規定により申請した者に音楽堂の使用を許可したときは有料施設使用券を交付するものとする。

### (使用内容)

第4条 音楽堂の使用内容は、次のとおりとする。

- (1) 音楽
- (2) 演劇、演芸、舞踊、映画
- (3) その他

### (使用の取消し及び制限)

第5条 施設管理者は、次の各号の一に該当する場合は、その使用許可を取消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 著しい騒音を発生する演奏又はそのおそれのあるとき。
- (2) 公序良俗に反し、社会秩序を乱すおそれのあるもの。
- (3) 条例及び規則並びにこの要綱に違反し、又は施設管理者の指示に従わないとき。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和58年6月5日から施行する。

この要綱は、昭和58年11月7日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。